

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年八月二十日 国土交通省告示第千三百六十六号）

第二章 特定の運転者に対する特別な指導の指針（一部抜粋）

2 指導の内容及び時間

- （１） 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者（以下「事故惹起運転者」という。）

事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時間
① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全を確保するため貨物自動車運送事業法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる。	①から⑤までについて一般貨物自動車運送事業者等にあつては合計 6 時間以上、貨物軽自動車運送事業者にあつては合計 5 時間以上実施すること。 ⑥については、可能な限り実施するものとする。
② 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策 交通事故の事例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる。	
③ 交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対処方法 交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する。	
④ 交通事故を防止するために留意すべき事項 貨物自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	
⑤ 危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用いて、道路及び交通の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する。	
⑥ 安全運転の実技 実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。	
備考 貨物軽自動車運送事業者の運転者である事故惹起運転者が交通事故を引き起こした後に貨物軽自動車安全管理者講習を受講した場合、貨物軽自動車運送事業者が当該事故惹起運転者に対する特別な指導を実施したものとみなすことができる。	

(2) (略)

(3) 所属する貨物軽自動車運送事業者の運転者として初めて事業用自動車に乗務する者（当該貨物軽自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前３年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者又は他の貨物軽自動車運送事業者によって運転者として乗務したことがある者を除く。以下「貨物軽自動車初任運転者」という。）

貨物軽自動車初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内容	時間
① 貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等 第一章２に掲げる内容について指導する。	①について５時間以上実施すること。 ②については、可能な限り実施するものとする。
② 安全運転の実技 実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。	
備考 貨物軽自動車初任運転者が事業用自動車に乗務する前３年以内に貨物軽自動車安全管理者講習を受講した場合、貨物軽自動車運送事業者が当該貨物軽自動車初任運転者に対する特別な指導を実施したものとみなすことができる。	

(4) 高齢者である運転者（以下「高齢運転者」という。）

適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

**貨物軽自動車運送事業者（令和7年3月31日までに貨物軽自動車運送事業経営届出を提出した者）
における特定の運転者に対する特別な指導の実施義務**

運転者が「初任運転者」、
「高齢運転者」又は
「事故惹起運転者」の
対象となった時期

「事故惹起運転者」の対象となった時期		R7.3.31	4.1	R9.3.31	4.1	R10.2.29	3.1	3.31	4.1
令和7年3月31日以前	初任運転者	令和10年3月31日までに実施 (過去に特別な指導を受けた記録が明確に残っている場合は除く)							
	高齢運転者	×	実施不要						
	事故惹起運転者	×	実施不要						
令和7年4月1日以降	初任運転者	令和7年4月1日～10年2月29日に対象となった者 令和10年3月31日までに実施							
						令和10年3月1日以降に対象となった者 規定※1に基づく時期に実施			
	高齢運転者	令和7年4月1日～9年3月31日に対象となった者 令和10年3月31日までに適性診断を受診、そこから1か月以内に特別な指導を実施							
				令和9年4月1日以降に対象となった者 規定※2に基づく時期に適性診断を受診、そこから1か月以内に特別な指導を実施					
	事故惹起運転者	令和7年4月1日～10年2月29日までに対象となった者 令和10年3月31日までに実施							
						令和10年3月1日以降に対象となった者 規定※3に基づく時期に実施			

- ※1 初任運転者 初めて事業用自動車に乗務する前に実施。やむを得ない事情がある場合は、乗務開始後1か月以内に実施。ただし、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の貨物軽自動車運送事業者によって運転者として乗務したことがある者を除く。
- ※2 高齢運転者 高齢運転者の適性診断の結果が判明した後1か月以内に実施。
- ※3 事故惹起運転者 該当する交通事故を起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に実施。やむを得ない事情がある場合は、再度乗務開始後1か月以内に実施。なお、外部の専門機関で指導講習を受講する予定である場合は除く。

4 適性診断の受診

(1) 事故惹起運転者

当該交通事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務する前に次に掲げる事故惹起運転者の区分ごとにそれぞれ特定診断Ⅰ（①に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）又は特定診断Ⅱ（②に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後 1 か月以内に受診させる。

- ① 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の 1 年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある者
- ② 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の 1 年間に交通事故を引き起こしたことがある者

(2) (略)

(3) 所属する貨物軽自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前 3 年間に初任診断を受診したことがない者

当該貨物軽自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後 1 か月以内に受診させる。

(4) 高齢運転者

適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を 65 才に達した日以後 1 年以内（65 才以上の者を新たに一般貨物自動車運送事業者等の運転者として選任した場合又は貨物軽自動車運送事業者の運転者として初めて事業用自動車に乗務させる場合には、当該選任の日又は当該乗務の日から 1 年以内）に 1 回受診させ、その後 3 年以内ごとに 1 回受診させる。

5 新たに雇い入れた者の事故歴の把握

(1) 貨物自動車運送事業者は、運転者を新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法（昭和 50 年法律第 57 号）

に規定する自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。

(2)・(3) (略)

**貨物軽自動車運送事業者（令和7年3月31日までに貨物軽自動車運送事業経営届出を提出した者）
における特定の運転者の適性診断の受診義務**

運転者が「初任運転者」、
「高齢運転者」又は
「事故惹起運転者」の
対象となった時期

		R7.3.31	4.1	R9.3.31	4.1	R10.2.29	3.1	3.31	4.1
令和7年3月31日 以前	初任 運転者	令和10年3月31日までに受診 (過去に一度も適性診断を受診していない全ての運転者は受診が必要)							
	高齢 運転者	×	受診不要						
	事故惹起 運転者	×	受診不要						
令和7年4月1日 以降	初任 運転者	令和7年4月1日～10年2月29日に対象となった者							
		令和10年3月31日までに受診							
	高齢 運転者	令和7年4月1日～9年3月31日に 対象となった者					令和10年3月1日以降に対象となった者		
		令和10年3月31日までに受診					規定※1に基づく時期に受診		
	事故惹起 運転者	令和7年4月1日以降に対象となった者					令和9年4月1日以降に対象となった者		
		令和10年3月31日までに受診					規定※2に基づく時期に受診		
	事故惹起 運転者	令和7年4月1日～10年2月29日までに対象となった者					令和10年3月1日以降に対象となった者		
		令和10年3月31日までに受診					規定※3に基づく時期に受診		

- ※1 初任運転者 初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診。やむを得ない事情がある場合は、乗務開始後1か月以内に受診。ただし、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことがある者を除く。
- ※2 高齢運転者 65才に達した日以後1年以内に適齢診断を1回受診し、その後は3年以内ごとに1回受診。65才以上の者を新たに運転者として乗務させる場合は、当該乗務の日から1年以内に受診。
- ※3 事故惹起運転者 該当する交通事故を起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に、事故惹起運転者の区分に応じて特定診断Ⅰ又はⅡを受診。やむを得ない事情がある場合は、乗務開始後1か月以内に受診。